



受講特典(詳細)

① 養父市創業・第二創業補助金とは

養父市の地方創生の取り組みの一環として、産業振興と経済の活性化、新たな雇用創出を目的に、市内における多様な創業・第二創業を支援します。

▶補助対象事業

市内で創業、第二創業により行う事業で、市内の産業の振興及び雇用の創出を図り、継続が見込まれるもので、補助金の交付対象となる経費の総額が50万円以上のものです。

※事業の内容により対象としない場合があります。

【創業・第二創業の定義】

創業 … 個人又は新たに設立した法人が新たに事業を行うものをいいます。

第二創業 … すでに事業を行っている個人事業主又は法人が、日本標準産業分類の小分類以上が異なる業態転換又は新事業進出等を行うものをいいます。

▶対象となる方

補助の対象となる方は、次の①から⑥のすべてに該当する方です。

- ① 創業又は第二創業を行った日から3年未満の方で、市内に主たる事業所(本社、本店等をいう。)を有し、又は設けようとする方
- ② 個人事業主の場合にあっては、事業の完了までに養父市に居住し、住民登録がされている方
- ③ 法人の場合にあっては、事業の完了までに市内を主たる事業所の所在地とした法人登記が行われている方
- ④ 市税等を滞納していない方
- ⑤ 養父市企業支援センター又は金融機関の指導を受けた事業計画を有する方
- ⑥ 個人事業主にあっては本人又は後継予定者が、法人にあっては役員のいずれかが養父市創業支援事業計画に定める特定創業支援事業を受けた証明を有する方

【養父市創業支援事業計画に定める特定創業支援事業】

- ① 養父市創業・第二創業塾

▶補助対象期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

▶補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、創業、第二創業に係る経費のうち、次の①から⑧の経費のもので、上記補助対象期間に支払ったことが証明できる経費です。

- [① 人件費 ② 工事・修繕費 ③ 設備・備品等購入費 ④ 事業所等の賃借料 ⑤ 業務委託・外注費]
- [⑥ 謝金等 ⑦ 広告宣伝費 ⑧ 研修費]

▶補助率と補助金額

補助率：上記対象経費合計額の2分の1以内

※ただし、補助の対象となる方が、女性、40歳未満の方又は養父市に住民登録後3年以内の方(U・Iターン者)の場合は、上記対象経費合計額の3分の2以内

補助金の限度額：100万円

※ただし、市内の地域資源を活用し、食品等の製造加工を行う事業で、200万円以上の設備投資を行う事業の場合は、限度額 200万円

② 特定創業支援事業に該当する事業のため創業者に対する措置が受けられます。(減税、拡充)

- I. 株式会社を設立する際の登記に係る登録免許税の軽減(資本金の0.7% → 0.35%)

※最低税額は15万円 → 7.5万円に減額

- II. 創業関連保証の特例

上限枠が1,000万円 → 1,500万円へ拡充

創業2ヶ月前から対象となる創業関連保証の特例について、事業開始6ヶ月前から利用可能

- III. 日本政策金融公庫が取り扱う「新創業融資制度」について、自己資金要件を撤廃。

③ 養父市、商工会が連携して、受講者の方へ伴走型支援の展開を行います。

本塾が終了後も継続的な事業展開、課題解決に向けた専門家派遣の実施および活用できる施策メニューの情報提供を行い、アフターフォローも継続的に受けて頂くことが可能です。